

## 第4章 対象施設の管理等に関する関連法制度は？

### 4.1 関連法制度としてどのようなものがあるか？

民生（業務）施設のエネルギー管理に関する法制度としては、エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）がある。また、エネルギー管理に直接的には結びつかないものの、民生（業務）施設の衛生管理、建築物構造、立地等に関して対象施設を指定し、各種の基準や届出義務等を定めているものとして、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）、建築基準法、大規模小売店舗立地法（大店立地法）等がある。これらの法制度も、民生（業務）施設の管理に関わるという点で、温暖化対策技術の導入やその適正な運用に影響を及ぼしうるものである。

さらに、国だけではなく、自治体レベルにおいても、環境関連条例において、温暖化対策に関する義務を定めている自治体もある。また、新たに温暖化防止を目的とした条例等の策定を進めている自治体もある。

### 4.2 関連する法律の概要は？

以下に、関連する法律の概要と温暖化対策との関連性を示す。

名称（ ）は略称	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル衛生管理法）	建築基準法	大規模小売店舗立地法（大店立地法）
所管省庁	経済産業省 国土交通省	厚生労働省	国土交通省	経済産業省
目的	工場、建築物及び機械器具のエネルギー使用の合理化など	建築物における衛生的な環境の確保、公衆衛生の向上及び増進など	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準の設定による国民の生命、健康及び財産の保護、公共の福祉の増進など	大規模小売店舗設置者の適正な配慮の確保による小売業の健全な発達、国民経済及び地域社会の健全な発展など
対象施設規模	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一種エネルギー管理指定工場：燃料等 3,000kL/年以上、電気 1,200 万 kWh/年以上の工場（全業種）</li> <li>第二種エネルギー管理指定工場：燃料等 1,500kL/年以上、電気 600 万 kWh/年以上の工場（全業種）</li> <li>特定建築物：床面積 2,000m<sup>2</sup> 以上で住宅以外の建築物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定建築物：政令で定める用途（興行場、百貨店、店舗又は事務所、学校、旅館等）に共される部分の延べ面積 3,000m<sup>2</sup> 以上（学校は 8,000m<sup>2</sup> 以上）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊建築物：床面積 100m<sup>2</sup> 以上の政令で定める用途に供するもの</li> <li>木造 3 階建ての建築物、又は延べ面積が 500m<sup>2</sup>、高さが 13m もしくは軒の高さが 9m を超えるもの</li> <li>木造以外の 2 階建て以上の建築物、又は延べ面積が 200m<sup>2</sup> を越えるもの</li> <li>この他、都市計画区域もしくは準都市区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模小売店舗：店舗面積 1,000m<sup>2</sup> 以上</li> </ul>

名称 ( )は 略称	エネルギーの 使用の合理化に 関する法律 (省エネ法)	建築物における 衛生的環境の 確保に関する法律 (ビル衛生管理法)	建築基準法	大規模小売店舗 立地法 (大店立地法)
			域内または都道府県知事が関係市町村の意見を聴いてその区分の全部もしくは一部について指定する区域内における建築物	
<b>届出、報告、点検等の規定内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種エネルギー管理指定工場：中長期計画の提出、定期の報告</li> <li>・第二種エネルギー管理指定工場：定期の講習受講義務、定期の報告</li> <li>・特定建築物：省エネルギー措置の届出義務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定建築物の届出(所在場所、用途、延べ面積、構造設備の概要など)</li> <li>・帳簿書類の備付け</li> <li>・都道府県知事が必要と認める場合の報告、検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊建築物等の建築等に関する確認、検査の申請</li> <li>・特殊建築物等で特定行政庁が指定するものについて、敷地、構造及び建築設備についての調査、報告</li> <li>・建築物の敷地、構造及び建築設備の維持保全</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗の新設、変更の届出(所在地、店舗面積など)</li> <li>・届出内容に係る説明会の開催</li> </ul>
<b>勧告、罰則等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種：判断基準に照らし著しく不十分な場合、合理化計画提出等の指示、指示に従わない場合の公表・命令</li> <li>・第二種：判断基準に照らし著しく不十分な場合、勧告</li> <li>・特定建築物：判断基準に照らし著しく不十分な場合の届出に係る事項の変更指示、指示に従わない場合の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理が建築物環境衛生管理基準に従って行われておらず、かつ環境衛生上不適当な事態のある場合、改善命令、使用禁止</li> <li>・罰金の制度有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違反建築物に対する施工停止等の命令</li> <li>・違反建築物の設計者等の通知等</li> <li>・罰金の制度有</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出店者による自主的対応策の提示に対する都道府県・政令指定都市からの勧告等</li> <li>・罰金の制度有</li> </ul>
<b>資格者の選任・届出・登録等</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一種：エネルギー管理者の選任・届出(製造業等以外の業種はエネルギー管理員の選任で足る)</li> <li>・第二種：エネルギー管理員の選任・届出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物環境衛生管理技術者の選任</li> <li>・衛生的環境の確保に関する事業の営業所ごとの登録</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1級、2級建築士、木造建築士の選任</li> </ul>	-
<b>自治体の関与・指導事項</b>	特定建築物に関しては、所管行政庁(建築基準法に基づく建築主事をおく市町村長等)に建築物の省エネルギー措置等に係る指導及び助言等に関する権限がおかれている。	特定建築物の所有者等は、定められた事項を所管する都道府県知事又は保健所設置市に届出する。	建築確認・検査を、地方自治体の「建築主事」または「指定確認検査機関」が行う。これらの確認・検査終了後、建築基準への適合性が認められれば、「確認済証」または「検査済証」が交付される。	都道府県知事又は政令指定都市の長に対し、事前の届出が必要である。同時に市町村の意思の反映を図ることとし、また、広範な住民の意思表示の機会を確保する。
<b>温暖化対策との関連</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生(業務)分野等における省エネルギー対策の強化を図るため、2002年6月の一部改正により、第</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年4月の改正政省令の施行により、中央管理方式の空調設備以外にビル用マルチタイプの空調設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の「建築主事」による建築確認のプロセスでは、建築物構造における安全性・耐震性等の確</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の対象となる範囲は、事業体単位でなく、施設単位の規制(テナントを含む)店舗面積で規制</li> </ul>

名称 ( )は 略称	エネルギーの 使用の合理化に 関する法律 (省エネ法)	建築物における 衛生的環境の 確保に関する法律 (ビル衛生管理法)	建築基準法	大規模小売店舗 立地法 (大店立地法)
	<p>一種エネルギー管理指定工場の対象業種限定の撤廃、第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量等の定期報告、特定建築物の省エネルギー措置の届出の義務づけ等が盛り込まれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の省エネルギー措置の的確な実施を判断する基準として従来からあった年間熱負荷係数(PAL)とエネルギー消費係数(CEC)による性能基準の適用が、改正により新たに追加された用途区分を含め、全用途に拡大された。また、5,000m<sup>2</sup>以下の建築物については、判断基準として性能基準のほか、新たに規定された点数制の仕様基準も選択できることとなった。これらの数値基準により、省エネルギー措置を定量的に評価することができる(詳細は資料編参照)。</li> <li>・各種施設におけるエネルギー使用の合理化に関する基準等が示されており、民生(業務)分野の対象施設における温暖化対策の推進に直接的に関わる法である。ただし、対象施設の規模要件を満たさない小規模施設は、定期の報告・届出やエネルギー管理者の選任・届出の必要がない。</li> </ul>	<p>備等も、建築物環境衛生管理基準に従って空気環境調整を行うべき対象となった。ビル衛生管理法の法的拘束力を活かし、衛生面に加え、省エネルギー対策も考慮した空調設備などの適正な維持管理を推進する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビル衛生管理法に基づく登録を受けるビルメンテナンス業者にとっては、衛生管理に加え、省エネによるコストダウンもサービスの一つとして提供していくことができる。</li> </ul>	<p>認・指導だけでなく、温暖化対策技術の導入状況、性能検証等の確認・指導を併せて行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築確認・検査等の手続き業務は、都道府県から市町村に移管されつつある。市町村の施設建築関連部局において、建築物構造技術に関する専門家の充実を図ることにより、地域レベルでの事業者へのきめ細かな省エネ対策指導を行うことができる。</li> </ul>	<p>対象を特定(駐車場、バックヤード等は含まれない)飲食部分は対象とならない、等の特徴を有している。百貨店、スーパー等における温暖化対策の推進においては、延べ床面積、店舗面積等を用いたエネルギー消費原単位を指標として使用する場合があります。また、テナントや飲食部分の扱いはエネルギー消費の特性を左右するため、本法律の対象範囲との関係に留意する必要がある。</p>

### 4.3 自治体における温暖化防止に関連した条例の制定状況は？

以下に、自治体の条例において温暖化対策に関する義務等が定められている事例を示す。

名称	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	三重県生活環境の保全に関する条例	横浜市生活環境の保全等に関する条例
自治体名	東京都	神奈川県	三重県	横浜市
目的	環境への負荷低減のための措置などを定めることにより、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保すること	神奈川県環境基本条例の本旨を達成するため、工場及び事業場設置についての規制、環境保全に関する措置等を定め、現在及び将来の県民の健康を保護し、生活環境を保全すること	三重県環境基本条例の理念にのっとり、公害防止のための規制、環境負荷の低減、並びに資源の循環的利用を図るための措置等を定め、県民の健康保護等に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の生活環境の保全を図ること	横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例の趣旨にのっとり、事業所の設置についての規制、環境保全措置等を定め、現在及び将来の世代の市民の健康で文化的な生活環境を保全すること
対象施設規模	地球温暖化対策事業者（燃料等 1,500kL/年以上（原油換算）の事業所、または、電気 600 万 kWh/年以上の事業所） 特定建築主（新築の延べ面積、または増築部分の延べ面積が 10,000m <sup>2</sup> を超える建築物の新築等を行う者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常時使用従業員数 50 人以上の指定事業所</li> <li>・常時使用従業員数 50 人未満の指定事業所のうち、建築物床面積合計が 3,000m<sup>2</sup> 以上の指定事業所又は百貨店もしくはマーケットでその用途に供する部分の床面積合計が 1,000m<sup>2</sup> 以上 3,000m<sup>2</sup> 未満の指定事業所（横浜市等の区域に所在し、ボイラー、冷暖房施設及びし尿処理施設以外の指定施設を設置していない指定事業所を除く）</li> <li>・二酸化炭素配慮特定事業所（燃料の燃焼能力 200L/時（重油換算）以上の指定施設又は焼却能力 625kg/時以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ法における第一種エネルギー管理指定工場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策事業者（燃料等 1,500kL/年以上（原油換算）、または、電気 600 万 kWh/年以上の事業所）</li> </ul>
届出、報告、点検等の規定内容	地球温暖化対策計画書（温室効果ガス排出状況、排出抑制措置、目標等）を 3 年ごとに作成、提出、公表。地球温暖化対策結果報告書の提出、公表。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配慮書（二酸化炭素の排出抑制、公害発生要因の低減等）の提出（ただし、二酸化炭素の排出抑制については、二酸化炭素配慮特定事業所である場合に限る）。</li> </ul>	地球温暖化対策計画書（温室効果ガス排出状況、排出抑制措置、目標等）の提出、公表。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化対策計画（温室効果ガス排出状況、排出抑制措置、目標等）の作成、提出、公表。状況の報告、報告の公表。</li> <li>・地球温暖化対策計画は 3 年度ごとを計画期間</li> </ul>

名称	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	三重県生活環境の保全に関する条例	横浜市生活環境の保全等に関する条例
	特定建築物について、建築物環境計画書（エネルギーの使用の合理化等に係る環境配慮措置、環境配慮措置の取組状況の評価等）の作成、提出。変更時あるいは完了時の届出。完了時の環境配慮措置等の実施結果を添付。			として作成。毎年度報告を行う。
勧告、罰則等	計画書及び報告書の提出、公表が無い場合は、必要な措置を勧告。指導及び助言。環境計画書の提出または届出が無い場合等の勧告。	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境配慮書の提出があった場合、必要な指導及び助言。</li> <li>環境配慮書の提出が無い場合、環境配慮書の提出を勧告。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の作成及び実施について必要な指導及び助言。</li> <li>計画の提出、報告、計画と報告の公表が無い場合、必要な措置を勧告。</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策については、計画のみならず、結果報告書の提出も義務付けられている。また、公表も義務付けられている。</li> <li>一定規模以上の建築物についても、省エネルギーに関する環境配慮等を示した計画書と実施結果の届出への添付が義務付けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策については、他の公害対策とともに、環境配慮の一環として位置づけられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策については、計画書に計画実施状況の点検及び評価に関する方法を記載することが定められているが、結果報告に関する義務はない。</li> <li>勧告等は定められていない。</li> <li>対象規模は、東京都、横浜市と比較して大きい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>温暖化対策については、計画の提出のみならず、状況の報告も義務付けられている。また、公表も義務付けられている。</li> </ul>
備考		<ul style="list-style-type: none"> <li>そのほか、新アジェンダによる CO<sub>2</sub> 排出削減に関するマイアジェンダの登録制度がある。</li> </ul>		